

令和元年 7 月（第 8 回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和元年 7 月 16 日（火） 17:00～19:00

宇部市港町庁舎 3 階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、沖永施設課長、三原学校教育課長、松岡学校教育課課長同格、津田学校教育課副課長、古富教育支援課長、永久教育支援課課長同格、水津コミュニティスクール推進課長、佐々木人権教育課長、谷学校給食課長、岡田学びの森くすのき・地域文化交流課長、石川学びの森くすのき・地域文化交流課係長、藤永図書館長、伊藤総務課副課長、東野総務課係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和元年 7 月 16 日の第 8 回教育委員会会議を開催いたします。
本日は、4 人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、前回の 6 月 18 日の議事録についてですが、机上に配布していますので、次回までに御覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思います。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第 24 号 教育委員会事務の点検及び評価について」、「議案第 25 号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、の 2 件とその他の事項として、「寄附の報告について」の 1 件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第 24 号 教育委員会事務の点検及び評価について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： まず総務課から御説明します。令和元年度教育委員会の事務の点検及び評価についてですが、平成 30 年度に実施した、宇部市教育振興基本計画における教育委員会の所管事業について点検・評価調書を作成しました。今後は、本会議で承認後、学識経験者の意見聴取を行い、その後、報告書を作成し、再度、教育委員会会議に上程し、12 月の市議会へ報告する予定です。本日の進行に

つきましては、各事業に関する事務局からの説明は省略させていただき、皆さんからの御意見御質問に、主管課長がお答えするという形で進めたいと思います。質疑については、1から4の基本目標を区切りとして順次行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員： 内容は30年度の事業ですか。

事務局： 平成30年度事業に対して令和元年度に評価していただくこととなります。

教育長： それでは、基本目標1「学び合い」を通して、生きる力を育みます」(No. 1～28)について、御意見、御質問はありませんか。

委員： 「No. 1 学びの創造推進事業」について、教育振興基本計画における成果指標以外では、全て（スーパーバイザーを含む）となっていますが、成果指標では「含む」となっていません。講師を一スーパーバイザーのみとすると大変ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 教育振興基本計画における成果指標欄には、教育振興基本計画での成果指標を記載していますので、「スーパーバイザーを含む」とはしていません。

委員： スーパーバイザーは、基本的に、希望すればどの学校でもお願いできるのでしょうか。

事務局： 基本的には、どの学校でも可能です。

委員： スーパーバイザーを講師として呼ばない学校、特に小学校ですが、呼ばない理由は为什么呢。

事務局： 去年から、学びの創造推進事業は、少しモデルチェンジを図っています。これまでの成果や課題を検証しながら、学校によって異なるそれぞれの児童の課題に応じた講師を招いて学校で研修を進めていけるようにモデルチェンジをしましたので、スーパーバイザー以外の講師を招いて研修を進める学校が増えてきているということです。

委員： 学び合いについて全校的に取り組むということですか。

事務局： その方向性は変わりませんが、より各学校の実情に応じた研修ができるように方向性を変えています。

委員： 中学校にしても、スーパーバイザーが来られた時は学び合いの形をとっているけれども、来られていない時は学び合いの形になっていないことが多いとも聞いています。学び合いの良さを取り入れるためには、全校で取り組まないと難しいのではないかと感じますし、学び合いが、居場所づくりや学力向上など、どれだけ子どもたちにとって良い影響を与えるか理解されると学び合いへの取組も進むのではないかと思います。

教育長： 学習指導要領の変更に伴う負担増により、小学校での学び合いに特化した研修の回数が減少していることは、学校教育課でも把握しており、小学校の校長研修会などで学び合いに関する研修を実施するなど、小学校での学び合いの強化を図っています。また、一定の成果を感じている中学校においても、更に強化していかなければいけないと考えています。

委員： 「No. 1 学びの創造推進事業」について、私も今年初めて公開授業に行きま

したが、その中で、講師の方から「初めて赴任された方がよく担当される」と言われたことが気にかかっています。授業を公開される担当の教員は、各校でどのような基準で選ばれていますか。

事務局： 学校ごとの基準になりますが、学校は各学年で年に何回か研究授業を行いますので、その順番もあると思います。低・中・高学年で実施する学校もありますし、全学年で実施する学校もあります。授業を公開する教員の選定は、学校に任せているところです。

委員： 先ほどの委員の質問と重なりますが、学校に選任を任せてしまうと新任の先生が選ばれることが多いのかと思いました。そうだとすると、学校の実情に合わせて学校が公開授業を行っているのではなく、新任の教師に担当させることでその学校の実情を理解してもらっている、ということで、宇部市の狙いと学校現場の実情に齟齬が出てきているようにも感じます。担当教師の選定についても、ある程度の基準を教育委員会が示すことも必要ではないかと思いました。

事務局： 素晴らしい授業を研究授業の中で見せることが狙いではなく、提案性を持った授業を行うこと、こういう取組をすれば子どもたちに学び合いが生まれる、こんな力がつく、そういう思いを持ちながら、全ての教員が提案性を持った授業を行う力を持てるよう、こちらも指導していきたいと思っています。

委員： 各学校での講師の選定に対して、教育委員会から意見を述べたり指導したりすることは難しいでしょうか。

事務局： 各学校が学び合いの授業を進める上で必要な講師を呼んでいるとは思いますが、校長会や教頭会などで学び合いの10年の成果と課題や今後の進め方を確認するとともに、新任の校長へ研修も行いましたので、少しずつ考え方も変わってくるのではないかと考えています。

委員： 「No. 4 図書館等学習室設置事業」について、地域の方々への開放は実施されていますか。

事務局： 小・中学校の図書館を地域の方々へ開放するという取組については、現在把握していません。

委員： 取組結果で「多くの小学校では、夏休み期間中に、一週間程度学習教室を開催。」とありますが、平成29年度は全小学校で開催となっていました。平成30年度の実数は把握されていますか。

事務局： 平成30年度の小学校での夏休みの学習教室の開催校数については、現在調査していません。

委員： この学習教室については、図書館のみではなくサマースクールなども含みますか。

事務局： 支援ボランティアによる学習支援等の活動も行っておりますので、サマースクールも含みます。

委員： 熱中症対策で、サマースクールや水泳など、中止した学校もあると聞いていますがいかがでしょうか。

事務局： 熱中症対策もありますが、令和2年度には夏休みも短縮になりますし、また教員の働き方改革も含めて考えながら実施しているところですが、図書館については開放する方向で考えています。

教育長： サマースクールを含めた夏の図書館等開放について、拡充か縮小か、今後の方向性について、検討してください。

委員： 「No. 11 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」について、下段の健康教育ですが、小学校でのフッ化物洗口が始まっていますが、幼稚園・保育園や中学校でも始めてほしいと思っています。それから、これは歯科医師会のことになりますが、学校歯科医が学校に行って説明を行って初めて健康教育につながると考えていますが、取組結果で、説明会の実施が19校になっています。説明会を実施していない5校について、把握していますか。

事務局： 小学校の教諭を対象に、教育委員会の職員が実施したフッ化物洗口の方法に関する説明会を行った学校が19校で、実施していない5校については、養護教諭が対応可能な学校ということになります。

委員： 学校歯科医が説明した学校がどれだけあるか、できる範囲で結構ですので、確認していただければと思います。参加希望児童数が92.4%で、これを100%に伸ばしていくためには、学校歯科医が学校に出向いて、児童に直接話をしたり、就学時に保護者へ説明したりすることが大事ではないかと考えています。学校歯科医の方でも徹底したいと思いますが、学校からも積極的に働きかけを行っていただきたいと思います。

教育長： 92.4%という数値は他市町と比較して高いのでしょうか、低いのでしょうか。

委員： 一般的な数値だと思います。

教育長： 残りの約8%はなぜ希望しないのでしょうか。

委員： 味などを理由に子ども自身が嫌がる場合もありますが、多くは保護者です。インターネットで検索すると、フッ化物の悪い情報がたくさん出てきますので仕方がない面もありますが、学校歯科医等の指導の下、適量を守って使用すれば虫歯予防には効果があります。今、歯磨き粉にもフッ化物の含有量も増えてきていますが、それで充分ということでもありませんので、その誤解を解くのはやはり歯科医の説明義務ではないかと思っています。

教育長： 学校の方で何かあれば歯科医師会に御相談しますし、逆に歯科医師会で何かあったら遠慮なく学校に御相談いただきたいと思います。いい成果が上がると思いますので、更に進めていきたいと思っています。

委員： 「No. 11 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」について、上段の体力向上ですが、取組結果で、「県平均と比べて、同程度もしくは上回っている体力調査の種目数」の小学校の成果が3種目というのは、とても低いと思います。今後の課題で、「今年度伸びた項目についても効果的な取組を全市的に伝えていく」とありますが、今年度伸びた項目があるのかと感じました。体力テストで調査できる種目は、日常の体育の授業で少しずつ延ばしていける内容が多

いと思いますので、体育の授業の改善がとても重要ではないかと思います。

事務局： 今、各校が1校1取組ということで、各校児童の体育の実態に合った取組を進めているところですが、結果が数字として出てこないというのが実情です。しっかり取り組んでいかなければいけないと考えています。

委員： 中学校は目標値を達成しているので、中学校になったらきっと力がついてきていると思うので、小学校も頑張ってもらいたいと思います。

事務局： 小中連携をする中で、小中学校が一緒に体操を行っている学校もありますので、それがまた体力向上につながっていくということもあるのではないかと考えています。

教育長： この事業は、小学校が目標値を達成していないからB評価なのでしょうか。

事務局： 概ね80%以上達成が、Bです。この事業は、平成30年度の目標値の合計16種目に対して、成果の合計が13種目で、達成率が81%になりますので、B評価となっています。

委員： 中学校は部活もありますし、小学校に比べると、1日の中で体を動かす、運動に親しんでいる生徒が多いイメージがあります。小学校は、まだまだ幼稚園・保育園の延長線上にあって、授業以外の休み時間にどこまで体を動かしたか、というところが体力測定の結果に出してしまうのではないかと思います。せっかく取組内容に休み時間の活用が挙げられているのに、休み時間での体力向上の取組がどの程度意識して行われていたのか、把握できていれば教えていただきたいと思います。

事務局： 具体的に把握はしていませんが、子どもたちが外で遊ぶように声掛けは行っています。外で元気に遊んでほしいという思いはありますが、中には、私は読書がしたい、私は友達と、あるいは授業の補習がしたいというそれぞれの児童の希望もありますので、全員必ず外へ、という指導は難しいところではあります。

委員： 確かに、自由な遊びといいですか、自分たちが発想、イメージして体を動かしていく遊びが充実している子どもは、おそらく学習意欲も高いのではないかと思います。そういう、自由な発想が色々な学習の定着にもつながっているような気がしますので、そこを工夫していけるといいのかなと思います。

事務局： 各校、学年やクラスによっては、全員外へ出て遊ぶ日を設けているところもあります。ただ、高学年になると行事等の準備に時間をとられることもあります。

教育長： 小学校の体力向上に少し課題があることは事実ですので、校長会や教頭会を通して、しっかり認識できるよう指導してください。

委員： 「No. 15 小中一貫教育の推進」について、取組内容で「小中学校相互の定期的な乗り入れ授業の研究」となっていますが、平成30年度の当初目標が「小学校への乗り入れ授業を行う」となっています。しかし、今後の課題等にも「小中学校教員の相互の積極的な乗り入れなどの課題解決に取り組む」と記載されているように、当面は難しいけれども、いずれは小学校から中学校へ乗

り入れることも考えているということですか。

事務局： いずれは小中学校教員相互の乗り入れを考えていますが、小学校は担任制ですので、中学校の教員に比べて空き時間が充分とは言えない状況にあります。ですが、小中学校教員相互の乗り入れはとても大事なことだと思います。

教育長： 小中学校教員相互の乗り入れが理想ですが、現実には小学校教員の時間が少ないということです。ただ、来年度には全学校が小中一貫になりますので、これは進めていきます。

委員： 「No. 16 小学校教科担任制の推進」について、平成30年度の当初目標に「全ての小学校において、高学年で教科担任制を実施し」とありますが、複式学級ではどのような形で実施されていますか。

事務局： 理科など、専科という形で教頭が担当したり、教員同士で交換したり、教科担任制というか授業交換という形で実施できる可能性はあるのではないかと考えています。

委員： 工夫して実施するということですね。

委員： 「No. 16 小学校教科担任制の推進」について、教育振興基本計画における成果指標で、平成30年度が3.5教科で令和3年度が3教科となっていて、目標値が下がっています。これについて説明をお願いします。

事務局： 平成30年度の数値は平成30年度当初に設定した目標値で、令和3年度の数値は、教育振興基本計画を策定した当時の目標値を記載しています。教育振興基本計画では、基準年度が平成24年度、中間年度が平成29年度、最終年度が令和3年度で、それぞれの年度で目標値を設定していますが平成30年度の目標値は計画の中では設定されていません。この事業については、最終年度の目標値を実際には上回ってしまっているということですが、この欄には基本計画に記載されている令和3年度の目標値を記載しているため、このような表記になっています。

委員： 「No. 17 特別支援教育推進事業」について、個別の教育支援計画の作成ですが、成果はどの程度ですか。

事務局： 特別支援学級は100%、通級指導教室も100%に近い率になっています。また、必須とされていない通常のクラスでも作成している学校が増加しています。

委員： 「No. 22 学校安心支援活動事業」と「No. 23 ふれあい適応教室活動事業」について、No. 22の取組結果に「不登校児童生徒を対象に外出のきっかけづくりとして多様な体験活動を8回実施、のべ72人が参加」とありますが、72人の中にはふれあい教室通室児童生徒もそれ以外の児童生徒も、どちらも含まれますか。

事務局： ふれあい教室通室児童生徒も、そうでない生徒も、どちらも参加しています。

委員： 通室していない児童生徒はどれくらい参加していますか。

事務局： 通室していない児童生徒の参加の方が多いと思います。

委員： 続けて、No. 22の取組結果でもう一点、訪問型家庭教育支援についてです

が、支援家庭数が21とありますが、支援できていない家庭数は把握できていますか。

事務局： この21家庭については、まず学校からの支援の要望を受け、学校と事前に協議を行った上で、それぞれの家庭の了承を得て訪問型の家庭支援員が支援を行っています。学校から要望があった家庭は訪問しています。

委員： 「No. 22 学校安心支援活動事業」について、取組結果に「スマホやゲームの約束に取り組んだ」とありますが、この「スマホやゲームの約束」の内容は平成30年度で変わりましたか。

事務局： 「スマホやゲームの約束」の取組は継続して行っています。平成30年度については内容の変更はありませんが、来年度については内容の変更を検討しています。

委員： 「No. 26 エコスクール推進整備事業」について、取組結果に「校庭の芝生化を実施した」とありますが、維持管理の問題がありますか。

事務局： 夏場の水やりが必要ですが、PTAや地域の方との連携をお願いすることが難しくなっており、結果として校長等への負担が増加しています。

委員： 導入当初は、地域の協力が得られる学校という条件があったかと思いますが、地域の方の高齢化等もあり、結局維持管理が学校の業務となる事例もありますか。

事務局： 導入した時点とは地域の状況や学校の状況が変わっていますので、導入当初の熱意を維持するのは難しいというのが実情です。また、新規実施についても、学校からの要望は少なくなっています。

委員： 最終的に教員の夏季休暇中の業務になる事例もありますか。

事務局： 現場の教職員へ水やり等をお願いしているという事例は聞いていません。

委員： そういう状況でも推進していくという考えですか。

事務局： 夏場の温度調整、特に低学年の児童には効果的であるという結果もありますので、維持できる範囲で実施方法を検討しながら推進していきたいと考えています。

委員： 岬小学校は、校庭全部ではなくサブグラウンドを芝生化したということですか。

事務局： 岬小学校は、新築の校舎で四角い口の字形をしていますので、その中庭を芝生化しています。

委員： 要望があった学校を芝生化するということですか。

事務局： 要望があれば芝生化を実施します。

教育長： 県内他市の状況は、各市1～2校程度です。宇部市はサブグラウンドや中庭を含めると8校実施しています。宇部市は総合基本計画後期実行計画であげているので継続していきますが、今後はある程度は見直しが必要な事業ではないかと考えています。

委員： 継続することの難しさを感じます。この事業はサステナブルではない事業になってしまったということで、見直す必要があるのではないかと思います。

今は人工芝もとても品質が良くなっていますので、維持管理を考えれば人工芝も良いかと思います。

委員： 「No. 28 防災教育推進事業」について、取組結果で「引き渡し訓練を全小中学校 36 校で実施した」とありますが、学校の出入り口が狭く訓練が困難な学校も実際にはあるかと思います。そのような学校について、緊急時にどのような対応策を考えているか教えてください。

事務局： 訓練自体は実施したとの報告を受けていますが、詳細については今後確認します。

委員： 緊急時の対応策は絶対に必要だと思いますので、よろしくお願いします。

教育長： よろしいでしょうか。次に、基本目標 2「宇部の精神（こころ）を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します」（No. 29～36）について、御意見御質問等ありますか。

委員： 「No. 29 ふるさと学習副読本作成事業」について、取組結果で小中学校それぞれの授業時間を報告されていますが、中学生の時間が小学生と比較して短いように感じます。平均すれば目標値は達成していますが、やはり継続的に郷土の勉強をする、郷土愛を醸成するということは、普通の勉強と同じくらい大切ですし、宇部で育った者が宇部に戻ってきたいという気持ちを持ってもらうという意味でも、とても重要ではないかと思います。中学校でふるさと学習の時間を増やすことは難しいでしょうか。

事務局： 小学校、特に 3・4 年生は地域を学ぶ学習の時間がありますので活用できますが、中学校はその時間がないため時間の確保が難しいところです。

事務局： 中学校は総合的な学習の時間でふるさと学習を行うということはあります。また、今は特にコミュニティ・スクールを推進している中で、地域連携カリキュラムなどを見直しているところではあります。

委員： 時間的に難しいところがありますか。

事務局： 時間的に厳しいのは確かです。

委員： 一つ一つを充実したものにしていきたいと思います。

委員： 「No. 32 英語教育支援事業」について、ニューカッスル市へ中学生 7 校 10 名派遣したとなっていますが、ぜひ各校 1 人ずつ 12 人、できれば私立校も入れて 14 人派遣できればいいと思います。これとは違いますが、文化振興ビジョンの中にもニューカッスル派遣の事業がありまして、そちらの目標値は 13 人となっています。こちらの派遣数を増やす努力は何かされていますか。

事務局： その事業の主管は観光・グローバル推進課です。目標値は担当課で設定しており、その年度の派遣数も担当課から指定されます。御要望はこちらから観光・グローバル推進課へ伝えますが、ニューカッスル市側の受け入れの問題も関係しているかもしれません。できるだけ多くの生徒を派遣したいという思いはこちらにもあります。

委員： 「No. 33 キャリア教育の推進」について、職場体験実施時の事前指導と事後指導をしっかりされているとは思いますが、具体的な方法についてもう少し

検討してほしいと思います。例えば、市外の学校では、職場体験に行く時に作成する資料として、自分で市販の履歴書を購入して写真を貼って履歴書を作成させている学校もあります。今から社会に出ていく上での経験として、自分で履歴書を購入して作成することと学校が用意した様式を作成することとは全く違うものではないかと感じました。事前指導、事後指導として、子どもたちが社会に出た時に力になるような方法を検討してほしいと思います。

事務局： 職場体験における事前指導や事後指導はとても大事なことで、中学校ではしっかり実施しています。川崎委員さんの言われるような履歴書の作成という取組については、今後、一つの事例として各校に提示できればと思います。

委員： 「No. 3 1 伝統文化推進事業」について、カリキュラムの中にどう組み込むかという問題もあるかもしれませんが、予算を有効活用してほしいと思います。小学校は全校がバスを出してビエンナーレに参加したりもしていますが、中学校はまだ全校実施にはなっていないように思いますので、様々な形でビエンナーレ等に関わって、充実した彫刻教育になるようお願いしたいと思います。

事務局： 現在、ビエンナーレ推進課と連携して実施しています。中学校は美術部を中心としてワークショップを行っていますが、今後は美術部のない4校についても何らかの方法で実施できるよう取組を進め、全ての中学校でワークショップを実施できるよう計画しています。

委員： よろしくをお願いします。

教育長： よろしいでしょうか。次に、基本目標3「安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します」（No. 3 7～4 7）について、御意見御質問等ありますか。

委員： 「No. 3 9 通学路の安全対策」について、最近不審者情報が出ることが多く、心配な状況が続いています。通学路においての安全対策について再検討する必要がある中で、具体的な方策があるのでしょうか。

事務局： 通学路の安全対策は毎年見直しを行っています。各校から提出された見直し内容を基に関係機関と連携して取り組んでいます。昨年度から通学路の交通安全だけではなく、不審者やブロック塀なども確認対象としているところです。特に、通学路は各行政機関の管轄などもあり、難しいところがありますが、宇部市通学路安全対策合同会議に警察も含めて関係機関から担当者に出席いただいて協議を進め、教育委員会だけでなく、様々な機関と連携しながら改善を進めていくようにしています。

委員： 見守り隊など、地域の安全活動の団体などをお願いしているところも多いと思いますが、市民総出で子どもを守る風土を作っていくことも大事かと思います。登下校の時間帯に地域の方が、買い物に行ったり犬の散歩をしたり、外に出て登下校中の児童生徒を見守る「ながら見守り」や、昔からある「あいさつ運動」も、不審者というのはとにかくあいさつされて認知されることを嫌うので、有効だと思います。ぜひ教育委員会が提案して、全市的にキャンペーン等行って周知することを検討いただきたいと思います。

事務局： あいさつ運動も見守りも、各校のコミュニティ・スクールの機能を活用して多くの学校が実施していると思います。市全体でのキャンペーン等の周知を教育委員会から提案することもまた一つの方法かとは思いますが、検討させてください。

教育長： ながら見守りもありますし、今はＩＣＴを活用した見守りを社会貢献、地域貢献活動として行っている業者もいると聞いています。教育委員会としても、市民環境部等の関係課と連携して検討していかなければいけない課題だと認識しています。

委員： 今は、昔のような通学路が存在しません。子どもたちが通る全ての道が通学路という状態なので、今は子どもたちが通る全ての道の安全確認を、子ども会などで行っています。学校から通学路を指定してもらった方が保護者としては安心だと思いますが難しいでしょうか。

教育長： 現在は、通学路の決定は保護者の判断ですか。

事務局： 現在は保護者が通学路を決定しています。

委員： どの道を通ってもいいということですか。

事務局： 安全対策上、その児童生徒が通学する道は大体決まっていると思います。

教育長： 児童生徒の安心安全を最上位に考えて、ではどうすればいいのか。個人の自由や各家庭の考えなど尊重しながら、通学路を学校が設定するかどうかを含めた通学路の安全対策については教育委員会がしっかり検討しないといけないことだと考えています。

教育長： よろしいでしょうか。次に、基本目標４「共存同栄、協同一致の精神（こころ）で、人と人が支え合う地域社会を実現します」（No. 48～55）について、御意見御質問等ありますか。

委員： 「No. 55 図書館運営事業」について、平成30年度の当初目標として「自主学習スペースの拡充を図る」とあります。2階の会議室を開放、1階にも机やいすを配置されて、自主学習スペースは拡充されていますが、まだ不足しているように感じます。限られたスペースの中でどう拡充するか難しい中で、郷土資料室のゲートを外して中に入りやすい形にされましたが、それでもあのスペースを利用している人はとても少ないように思います。あのスペースは、やはり郷土資料室の資料を利用する場合しか利用できないのでしょうか。

事務局： 御指摘の郷土資料室については、原則はその資料を利用する人のためのスペースとしていますが、特に試験期間中などは学生の数も多く、実際には郷土資料室の机を使っておられる場合もありますので、そこは状況に応じて柔軟に対応しています。

委員： 子どもだけではなく、大人にも図書館で静かに集中して学習したい時があると思いますが、今の状況ではなかなか難しいと思います。例えば、今、窓際にあるＣＤ等を視聴できるコーナーは、あまり本来の目的では使用されていないように思います。あのコーナーは大変余裕のある作りになっていて、今となつてはスペース的にもったいないところもあります。改修するとなると大変なの

で難しいとは思いますが、御一考いただければと思います。

事務局： 2年後に図書館が開館30周年を迎えるという中で、当初想定していなかった学習スペースへのニーズが増えてきています。ネットワーク会議でも御意見をいただきながら、それを含めてリニューアルできるように検討していきたいと思っています。例えば、徳山駅前図書館は午前・午後の入れ替え制も検討されるほど学習スペースの利用者数が多いという話も聞いているので、どこまで席を作るか難しいところではありますが、できるだけ多くのニーズに応えられるように考えていきたいと思っています。

委員： 「No. 5 1 家庭教育学級推進事業」について、家庭教育学級は幼稚園のみ対象となっていますが、このたび、山口県はPTAと連携した家庭教育支援の調査研究を始めました。中学校区で家庭教育支援チームを設立するためPTAと連携したいということで、山口県PTA連合会が今年度から協力することになりましたが、家庭教育支援チームを運営するためには費用が必要です。家庭教育支援に関して、小中学校への支援を復活させてほしいと思います。

事務局： 小中学校への家庭教育学級の復活ということでしょうか。

委員： 家庭教育学級ではなく、家庭教育支援チームの運営に対して予算をつけていただきたいということです。全てボランティアで対応するには限界があります。家庭教育学級のような予算面での支援をお願いしたいと思います。

事務局： 山口県が山口県PTA連合会と協力して家庭教育支援を進めることは聞いていました。改めて運営に必要な予算等が想定できるのであれば教えていただいて、新年度に向けて予算化の検討をしていきます。

委員： 宇部市の方で、家庭教育アドバイザーの養成講座を修了された方が20名ほどおられるようなので、その方たちの活躍の場もぜひ作っていただきたいと思います。

委員： 子ども・子育て審議会の中で、中学生の保護者から育児相談の場が少ないのではないかという意見が出ました。中学校の校長からも、中学生たちが集える場所が少ない、保護者をサポートする取組が少ない、などの意見が出ました。先ほどの川崎委員さんの御意見とも重なりますが、子どもが生まれてから大きくなって宇部に定住していくためには、トータルでの子どもとその保護者に対する支援が充実していないといけないと思います。それは子ども・子育て審議会の中でも話題になりましたので、家庭教育支援事業は継続していただけると良いと思います。

教育長： 子ども・子育て審議会の中でそのような意見が出たということですか。

委員： この7月4日に今年度初めての会議がありました。この会議では幼稚園・保育園の子どもたちが中心の話題にはなりますが、PTA関係の方や中学校の校長も参加されます。子どもたちが成長していく過程で空洞になっている支援の場所があって、小学校はまだ放課後児童クラブなど社会とつながれる場所がありますが、中学校・高校になると学校と家庭だけになってしまい、保護者も今まで気軽に関わっていた場所から切り離されて、どこに行ったらいいか

分からないという悩みを持っている方が多いという話も聞いています。せっかく家庭教育支援の事業がありますので、これがうまくつながると良いと思います。

教 育 長： 神原中学校で始めた「子育てカフェ」は小学生対象ですか。

事 務 局： 平成３０年度に試験的に、神原小学校と見初小学校、神原中学校の保護者を対象として実施しました。今年度から本格的に実施することとしています。

委 員： 「No. ２２学校安心支援活動事業」について、以前、あるカウンセラーの方からボランティアでもいいのでカウンセリングとして学校に行けますがどうですかというお話を聞いたことがあります。スクールカウンセラーは今の人数で対応できていますか。

事 務 局： 今、スクールカウンセラーは７人配置しています。配分で、学校ごとの担当があり、毎日ではありませんが月に何日か教育相談日とあわせて対応しています。ボランティアでもいいのでカウンセリングが可能というお話ですが、この事業は県の予算９割、市の予算が１割で対応している状況ですので、ボランティア対応が適当かどうか、検討します。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第２４号 教育委員会事務の点検及び評価について」、承認ということでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 次に、「第２５号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「第２５号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」説明します。これは、学校教育法の改正に伴う第２条の改正、及び新規自治会の設定による西岐波中学校の通学区域の変更に伴う別表の改正を行うものです。

事 務 局： 常盤に新しく造成された分譲住宅地に住んでいる方は今まで自治会を形成していませんでしたので、通学区域の中に含まれていませんでした。そこに、常盤３９区という新規の自治会を設定したという通知が市民活動課から来ましたので、常盤３９区に住まれている方については近隣の自治会に合わせて、常盤小学校あるいは西岐波中学校の通学区域とし、別表中の「西岐波全区、常盤２４区から３８区まで」を「西岐波全区、常盤２４区から３９区まで」に改正するということです。

事 務 局： 第２条の改正については、「保護者（学校教育法第２２条第１項に規定する保護者）」という記載がありますが、学校教育法の条項が以前改正されており、保護者に関する条項が第１６条に改正されておりますので、第２条中の「第２２条第１項」を「第１６条」に改正するということです。

教 育 長： それでは、「第２５号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、承認ということでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願い

します。

事務局： 6月分の寄附の報告をします。6月6日、匿名の方から、小中学校教育資金として、平成24年度から通算87回目、3,000円の御寄附をいただきました。6月25日、西中国信用金庫から、図書購入費として、10万円の御寄附をいただきましたので報告します。

教 育 長： ほかにありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。